

あつたらしいなの甲斐 規約

(名 称)

第1条 本会は「あつたらしいなの甲斐」といいます。

(目 的)

第2条 本会は「こんなものがあつたらしいな」「こんなことができたらいいな」など、あらゆる「あつたらしいな」を具現化し、実現するべく、異業種の自主的な非営利組織として次のことを目的として活動をすすめます。

- (1) 会員の経験と知識を結集、ならびに最大限活用し、いつの時代でも強靱で骨太な企業経営体質を作ります。
- (2) 会員相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者及び管理者に要求される総合的な能力を身につけます。
- (3) 他の各種団体とも提携して、中小企業を取りまく社会・経済・政治的な環境を改善させる一助となるよう努力し、自主的・民主的・平和的な繁栄をめざします。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を会員の力を合わせて達成していくために、次の事業を行います。

- (1) 会員企業の経営体質の強化に役立つ経験の交流、経営研究等を行うと共に、会員の多種多様な要望に応え、知り合い、学び合い、援け合いを促す活動。
- (2) 会員相互の信頼と親睦を高め、自主的な経済交流、共同事業の推進。
- (3) 学識経験者、他団体などに蓄積された知恵を広く吸収する活動。
- (4) 必要な情報を会員に知らせ、会の団結を固めるために必要な会の情報をホームページ等で発信します。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行います。

(組織範囲)

第4条 本会の組織範囲は、山梨県一円とし、本部事務局を甲府市におきます。

(会員資格)

第5条 (1) 会の趣旨に賛同する中小企業経営者及び管理者は企業規模・業種・業容に関係なく誰でもいつでも会員になることができます。

(2) 特段の理由なく半年以上会費の納入がない場合は、郵送物・ファックスでのご案内を停止させていただきます。督促状をお送りし、それでも会費の納入がない場合は、退会の意思とみなさせていただきます、退会手続きを取らせていただきます。但し、速やかに会費が納められた場合は除きます。

(入 会)

第6条 本会に入会を希望する人は、会員1名以上もしくは事務局の推薦を得て例会に参加し、会員の承認を得るものとします。

(会費等)

第7条 会費は一名につき月1,000円とし、例会に参加しない場合でも、負担するものとします。会費の納入は、会員の申し出により六か月分若しくは一年分を事業年度開始後遅滞なく納入するものとします。また、一度納入した会費については、理由の如何に関わらず返金しないものとします。

また、例会参加者は研修会参加費として、原則として月10,000円を別途支払うものとします。

(退 会)

第8条 (1) 退会を希望する場合は、事務局に対し退会の申し出をし、承認を得ることとします。退会の場合は、当月分までの会費を納入するものとします。

(2) 会員が著しく会の規律を乱したり、名誉を汚すような言動を行った場合、例会での決

定により退会していただくこともあります。

(運 営)

第9条 本会は、会員の悩み、意見、要求を基礎に運営され、考え方・経験・年齢に関係なく、会員は誰もが対等平等な関係であるものと致します。

(政党及び宗教との関係)

第10条 本会は、会員個人の思想信条の自由を保障し、会の目的を達成するために、各政党と分け隔てなく接触しますが、会としては、どの政党とも特別な関係を持たないようにします。また、会員個人の信仰の自由を尊重しますが、どの宗教団体とも特別な関係は持ちません。

(機 関)

第11条 本会に次の機関を置きます。

<会員例会>

例会は定期例会及び臨時例会とし、例会の決議は出席会員の過半数の賛成によるものとします。

例会は、会長および事務局の決議に基づき会長が招集します。臨時例会はすべて会長および事務局に一任の上、その決定により開催します。

定期例会は、

- ① 活動報告
- ② 活動方針、事業計画
- ③ 年度決算及び予算
- ④ 規約の改廃
- ⑤ 理事、会計監査の選出
- ⑥ その他の重要事項

を承認決議します。

(役 員)

第12条 この会に次の役員を置きます。

- (1) 会長 = 会務の全般を統括し、内外に会を代表します。
- (2) 副会長 = 会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行します。
- (3) 会計監事 = 例会の委託を受け、会計を監査し、例会にて報告します。

役員任期は2年とし、再任は妨げません。但し、年度途中における欠員補充は例会で行い、その任期は定時総会までの残任期間とします。

(事務局)

第13条 会の運営を円滑に行うため事務局を設け、事務局員を置きます。

(財政)

第14条 この会の財政は、会費・寄付金・その他の収入で運営します。

(会計年度)

第15条 会計年度は、1月1日より12月31日までの一年とします。

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は例会で決議します。

(附 則)

第17条 本会の活動を円滑に遂行するため、本規約に定めのない事項及び解決については例会の決議により定めます。

(発 効)

第18条 この規約は、2012年1月1日より発効します。

2013年1月21日 改訂